

個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業に係る営業担当者及び総務（採用）担当者とする。個人情報取扱責任者は、阪口 尚とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱うIに記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年一回実施することとする。
また、職業紹介責任者は少なくとも5年に一回は職業紹介責任者講習会を受講し個人情報保護に関する事項等の知識、情報を得るよう努めるものとする。
3. 個人情報取扱責任者及び個人情報取扱者は、当該情報に係る本人から個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらにこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的に事実と合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示または訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、（職業紹介責任者）千種真紀とする。

令和7年 9月 1日

株式会社ひいらぎ